

釧路川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に関する公聴会

公述にあたって

1. 公聴会の趣旨

河川法第16条の2に基づき、今後、おおむね30年にわたる釧路川水系（大臣管理区間）の具体的な河川整備、維持について定める河川整備計画の策定にあたり、釧路川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に対して関係する市町村にお住まいの方からの意見を直接伺うために公聴会を開催するものです。

2. 実施方法

- ・公述人は、あらかじめ提出していただいている意見申出書の範囲で公述していただきます。
- ・公述時間は一人あたり15分以内を目安とさせていただきます。（公述開始後、12分で1度合図（呼び鈴）いたします。）
- ・公述人は公聴会での質問はできません。
- ・北海道開発局は公聴会では釧路川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の説明を行いませんので、ご了承下さい。

3. その他

- ・ここに定めていない事項であっても、公述の進行の妨げとなる等の場合は、北海道開発局の指示に従っていただきます。
- ・記録のための写真撮影、録音をご承知下さい。
- ・公聴会終了後、後日、北海道開発局から発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。